

## 家族の個人化

### Ⅰ 「家族の個人化」概念の多義性と変容

(1) 「家族の個人化」概念の登場 家族の個人化は、ポスト近代家族の動向を捉えるための鍵概念の一つであった。日本においては、目黒依子による『個人化する家族』[1987]を端緒として、90年前後より活発な議論が展開された。当時はセンセーショナルなタイトルから、家族解体と誤解されることもあったというが、目黒の著書の主旨は、性別分業型家族の先に個人の自律性や選択性の増大、ジェンダー平等な関係性を提示することにあった。「個人化」概念は、したがって、日本においては、まず性別分業型家族モデルからの脱却を目指す家族や個人の理想像として提示されたと言ってよい。

今日の家族の個人化をめぐる議論は、しかし、家族の理想像とは別の意味合いをもっている。家族論の文脈を少し離れてみると、今日の個人化の議論の中心は、ベック(U. Beck)、ギデンズ(A. Giddens)、バウマン(Z. Bauman)らの個人化やリスク社会の議論である。山田昌弘は自身の著書において、リスクとしての個人化の問題を家族論の文脈に接合する。そこでは個人の自律性だけではなく、個人化によってリスクが増大する現状に目が向けられている[山田 2005]。「家族の個人化」は、「家から家族へ」、「制度から友愛へ」といった単線的な家族変動論や集団としての家族を前提とする標準家族モデルに批判が集まる80年代後半以降に、個人を単位として、家族の多様性、個別性を捉えようとした概念であったと、まずは位置づけることができる。

(2) 個人化の進行 個人化の議論は、したがって個人の自律性の確立と、それゆえの脆

弱性の双方を内包しつつ展開した。山田昌弘は、これを2段階のプロセスに分けて説明する[山田 2004a]。第1は、「家族の枠内での個人化」である。これは家族関係が、選択不可能、解消困難という性質を保持したまま、家族形態や規範、行動等の選択可能性を増大させるプロセスである。家族以外のシステムからの家族の自由化や、家族を維持するという枠内での家族成員の行動の自由化の段階を指す。家族社会学における「家からの解放と家族からの解放」[落合恵美子 1994a]や「私事化」と「個別化」[磯田朋子・清水新二 1991]の区分などの議論に対応する段階とする。

第2の個人化は、「家族の本質的個人化」である。家族関係自体を選択したり、解消したりする可能性が増大するプロセスであり、家族のリスク化や階層化が進むと山田はまとめている。家族関係自体の選択とは、結婚するかしないか、どのようなパートナーシップを形成するかについて、またそれらの解消に際して人々がより選択的になることであり、リスクや二極化に関する議論と対応する。そしてこの問題は、脆弱な立場にある子どもの問題をめぐってより深刻化する。

家族の個人化の議論は、経験的研究よりも枠組みや理念が先行した傾向が強い。したがって、家族のどのような要素がどれほど個人化したのかについての論証に関して、必ずしも統一的な尺度があるわけではない。家族における、または家族からの「解放」の指標として論じられることもあれば、近年は特に、「リスク」の指標として個人化が論じられている。前者は、ジェンダー平等という理念の反映であり、後者は、無縁社会や格差に関わる孤立の議論と連動していた。このような多

義性については以下のような指摘を呼び起こすこととなった。

## II 「家族の個人化」概念が提起したもの

(1) 議論の展開 森謙二は、個人化(やネットワーク化)が現実の家族の表現というよりも、研究者の期待像として提起されているのではないかと、流動化とネットワーク化は異なると指摘する〔森 2004a〕。確かに家族の個人化概念には、理想モデル(あるべき家族像)と危機モデル(流動化、リスク化)が両方含まれており、それらは議論のなかでしばしば混在する。また、現実には家族は個人化していないという指摘や、人びとは「再家族化」しているとの経験的研究もある。加えて、パートナー関係と親子関係を同じに扱ってよいのかという難点もある。家族の選択可能性という議論が提起するもう一つの問題は、親子関係の解消不可能性である。パートナー同士の関係ならば、大人同士の契約や合意として解消することができる。しかし、親子という関係性が個人化概念でどのように捉えられるのかは、再考する余地がある。

個人の自律性から、孤立、脆弱性へと議論の重心が移行していった背景には、日本社会の社会経済的時代背景(「失われた20年」)や少子高齢化の進行がある。さらに、標準家族モデル批判の先に、オルタナティブな共同性の規範を探ろうとする家族研究の問題関心の推移がある。

不況下の日本社会にあっては、家族が個人のリスクの緩衝材になってきた。より脆弱な立場にある子どもや若者は、資源としての家族を保持しているかどうか大きな意味を持ち、そこに不平等が生じる。家族が選択の一つになるということは、山田昌弘が指摘するように、家族形成できる人とできない人の格差が生じることでもある。家族以外のセーフティネットが脆弱な社会では、家族を選択しない個人が自律することは容易ではなく、むしろ孤立や格差を帰結する。他方で、未婚の

まま親元にとどまるパラサイト・シングル存在は、そうした若者の受け皿に家族がなっていることを示している。家族がセーフティネットになり得ない個人化した社会には、別のセーフティネットが必要である。個人化の議論は、家族が担ってきた機能を社会化する議論とも繋がっている。

(2) 理論的展望と経験的研究 このような批判を含みながらも個人化概念が多くの示唆をもったことは確実である。個人化概念は、選択可能性という観点から家族を捉え、そのことを通して、個人が家族集団に埋め込まれていた時代から家族を選択肢の一つとする時代への移行を捉えた。そして、家族を選択しない、あるいはできない人びとの孤立という現象を捉える一つの重要な鍵概念であった。

家族の個人化に関する議論は、自律した個人であることと他者と生存や生活を保持するための共同性の関係をどのように構築するかという問題を提起している。個人化概念を通して見えてくる理論面における課題は、自律性と共同性にかかわる議論の深化である。そして、経験的研究が、そこにある家族の(あるいは家族的なる)共同性の現実を捉え、理論研究と重ね合わされることである。

家族が選択肢の一つとなったその先の議論に個人化概念は答えることができるのか。家族を選択した結果として生じ得る不条理性や拘束性を個人化概念はすくい上げることができるのか。個々人は生きていく過程において他者による保護やケアを必要とする。自律した個人の集まりであるという理論的前提で、果たして、時に不合理性や選択不可能性を内包する共同性を捉えることができるのか。そして個人化の二つの局面、自律と孤立の境界をどこに引くのか。これは、「個人化」概念固有の問題ではなく、個人化の議論を通して見えてくる現代家族研究の根源的な課題である。(米村千代)

〔文献〕 磯田朋子・清水新二 1991; 落合恵美子 1994a;

【文献】 谷口洋幸・齊藤笑美子・大島梨沙編 2011

### 面会交流（面接交渉）

夫婦関係の解消後、子（未成年子）の親権者や監護者とならなかった親が、その子と面会・交流をする権利である。同権利は、嫡出でない子を認知した父で、親権者や監護者とならなかった者についても認められる。面会交流は、昭和39年（1964）に家事審判において初めて認められたものであり、当初は面接交渉と称された。その後も、実務においては積極的に認められてきたが、民法上の明文規定がないことから、その法的性質をめぐる、さまざまな学説が展開された。例えば、面会交流は、親子という身分関係から当然に認められる自然権であるとする説、親権・監護権の一権能とする説、子の監護に関連する権利とする説、子の権利とする説等である。

面会交流は、平成23年（2011）5月27日に成立した民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）により、民法766条に明文化された。しかし、その法的性質については、未だ議論がある。（梅澤 彩）

【文献】 棚村政行編著 2013；日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会編 2011

### 年金分割

夫婦が婚姻中に協力して築き上げた財産を離婚時または離婚後に分けることを財産分与という。財産分与の対象財産は、名義の如何を問わず、婚姻後に夫婦が協力して得た財産と解されている。年金を財産分与の対象とすることについては、年金受給権の譲渡を禁止する法規定などから消極的に解されていた

が、平成16年（2004）の制度改革により、離婚等による年金分割が可能となった。年金分割制度（厚生年金や共済年金の報酬比例部分に限られる）には、「合意分割制度」と「3号分割制度」がある。前者は、平成19年（2007）4月1日以後の離婚等につき、「3号分割制度」施行後の第3号被保険者期間以外の婚姻期間の期間について、当事者の合意や裁判により定められた分割割合にもとづいて年金分割を行うものである。後者は、平成20年（2008）5月1日以後の離婚等につき、婚姻期間のうち同年4月1日以後の第3号被保険者の期間について、2分の1の割合で年金分割を行うものである。（梅澤 彩）

【文献】 年金分割問題研究会編 2013

### 家事事件手続法

昭和22年（1947）に制定された家事審判法は、家事調停および家事審判に関する手続を定めるものである。同法は、31カ条からなる小さな法律であったため、具体的な紛争の解決に際しては、家事審判規則や特別家事審判規則、裁判所の広範な裁量によるところが大きく、さらに、近時の家族をめぐる人びとの意識や法意識の変化に対応できていないとの批判も多く見られたことから、抜本的な見直しが求められていた。平成23年（2011）5月19日、「家事事件手続法案」が可決・成立し、家事審判法は廃止された。新たに制定された家事事件手続法（293カ条）では、従前、家事審判規則に置かれていた規定を法律に移行するとともに、家事審判および家事調停の手続を国民に利用しやすく、現代社会の要請に合致した内容にするための改善が図られた。具体的には、当事者の責務の規定化、手続の基本的事項の整備、当事者等の手続保障を図る制度の拡充などである。（梅澤 彩）

オセアニア地域では島々によって多様な養取慣行が見られ、日本と同様に親子関係が、血縁のみに限定されていないことを示している。子どもが養親の親族集団に包摂される場合には、財産の相続に関しては実の親と養親の双方から権利を継承することが可能になる例が見られる。子どもが養親の親族集団に属さない場合には、養親が子どもを引き取る際に実の親から土地の用益権などを与えられるなど、子どもを養育するために必要な財が渡される例が数多く見られる。そのせいか、たとえ子どもが養親の親族集団に帰属しない場合であっても、子どもは養親と強い関係を持ち続ける。子どもの側でも場合によっては養親を扶養したり、養親の生活のための助力を惜しまないとされている。養取された子どもの子孫と養親の子孫とは非常に近い関係であるとされ、婚姻や性関係を禁忌とする例もある。

(大野 啓)

[文献] 大竹秀男・竹田旦・長谷川善計編 1988；馬場優子 2004；林研三 2013

### 特別養子縁組

特別養子縁組は、「子のための養子縁組」である。海外の立法動向や日本社会の変化に合わせ、3度の法制審議会での議論（①1957～59年、②1962～64年、③1982～87年）を経て、1987年に制定された。法学では養子縁組を「家のための養子縁組」「親のための養子縁組」「子のための養子縁組」[中川善之助 1937]の三つに類型化しているが、特別養子制度は「子のための養子縁組」に該当する。特別養子縁組は養子縁組の目的を家の継承や養親の扶養などではなく、「子どもの福祉」に限定しており、要保護児童のみを養子の対象としているからである。「子どもの福祉」を守るために、普通養子縁組と比較して特別養子縁組の方が

養子縁組の要件と効果が厳格になっている。例えば、法律上の要件として、養親となる者は夫婦でなければならず、養子となる者は要保護児童でなければならない。また、養子縁組の際に実親の同意が必要とされる。法律上の効果として、養子縁組成立後は実親と子どもとの間に法的な関係は終了し、養親だけが法律上の親となる。普通養子縁組とは異なり、特別養子縁組にはこのような厳格な要件と効果が存在するため、養子縁組は当事者間の契約によって成立するのではなく、家庭裁判所が「子どもの福祉」に合致するかをチェックし、審判によって成立する。

現在、特別養子制度は社会的養護の施策の一つとして活用されている。社会的養護とは親やそれに代わる存在から適切な養育を受けられない子どもに「家族の代替」にあたるサービスを公的に提供する制度であるが、特別養子制度は要保護児童に家族を与える制度として、里親制度のなかで運用されている。

特別養子縁組は、子どもを育てられない親、実親に育てられない子ども、子どもを育てたい親の三者を結びつける制度であり、子どもの養育を希望する者にとっては、不妊治療や里親以外の、子どもをもつための選択肢の一つとなる。一方、子どもの養育が困難な者にとっては、中絶や施設に子どもを預ける以外の、子どもを手放すための選択肢の一つとなる。

(野辺陽子)

[文献] 中川善之助 1937；中川高男 1986；細川清 1987

### 赤ちゃんポスト

「赤ちゃんポスト」は子どもの殺害・遺棄を防ぎ、出産に際して困窮する女性を救済する選択肢の一つであり、子どもと女性を社会の周辺部分で支える仕組みである。具体的には、

予期せぬ妊娠や養育困難な出産について相談に乗り、産まれてきた子どもを預かる施設を指す。施設にある保育器に子どもを入れるとすぐに看護師に合図が行き、子どもを保護する仕組みになっている。親は匿名性が保障された状態で子どもを預けることができる。「赤ちゃんポスト」はドイツやフランス、イタリアなど世界各地にあり、日本では熊本県の慈恵病院にある「こうのとりのゆりかご」が唯一の「赤ちゃんポスト」である。「こうのとりのゆりかご」はドイツの赤ちゃんポストを参考に2007年に作られた。「こうのとりのゆりかご」の運用が始まってから2年5ヵ月の間に51人の子どもの預け入れがあり、この子どもたちは熊本県の児童相談所に措置され、乳児院や里親のもとで養育されている。

(野辺陽子)

[文献] こうのとりのゆりかご検証会議 2010；坂本恭子 2011

## 開放養取

オープン・アドプション (open adoption) の和訳である。生みの親と養親・養子 (特に未成年) が自由に交流する養取の形態で、両者が関係を断絶するクローズド・アドプション (従来の養子縁組) と対比される。開放養取における接触のあり方は多様である [Grotevant, H. D. 2006]。例えば写真や贈り物の交換、Eメールや手紙、電話を介した連絡による接触のほか、直接対面することも含まれる。また養子が含まれない接触、生みの母以外の家族による接触、あるいは第三者を介した接触もあり得る。

開放養取をいち早く導入した国の一つがアメリカである。ハウエル (S. Howell) [2009] によると、今日アメリカ人による養取の大半は開放型であり、生みの親と養親が子育てを

分かち合うことが奨励されている。英国を除く西ヨーロッパの子どもは事実上養取自体されないのに対し、アメリカ国内では毎年15万人以上の子どもが養取されている。配偶者の連れ子を養取することが多いが、見知らぬ人の子を養取するケースもアメリカでは相当数ある。グロートヴァン (H. D. Grotevant) [2006] によると、以前はアメリカの養取も断絶型であったが、1970年代半ばまでには生みの親と養子の双方から開放養取が求められるようになった。背景として、家族形態の多様化が一般化したこと、遺伝子研究の進展により生物学上のつながりに対する人びとの関心が高まったこと、さらに1960年代からの人権運動により生みの親の家系における自らの位置づけを人びとが意識し始めたことが考えられる。

日本には、生みの親・親族と養子の法律上の関係が維持される普通養子縁組と、それが断絶される特別養子縁組が存在する [樂木章子 2010]。ただし特別養子縁組でも養子が成人すると戸籍から生みの親を特定できるため、日本の養取は断絶型と開放型の間に位置すると言える。

(梅津綾子)

[文献] 樂木章子 2010；Grotevant, H. D. 2006；Howell, S. 2009

## LGBT と共同養取

共同養取は joint adoption の訳語である。「共同 (joint)」の概念や法制度は各国により大きく異なる。レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル (LGBT) が、共同で子どもを養取するには、①児童養護施設などで育った子どもをカップルで養子として迎える、②異性関係 (heterosexual relationship) で生まれたパートナーの「連れ子」を、子どもと法的つながりのないパートナーが養子にする、③生

している。同法は、買春者を風紀違反行為と見なして売春斡旋業者を処罰し、売春女性の保護更生をはかることを目的に掲げているが、買春者を処罰しない。すなわち、売春防止法は、セックス・ワーク論とも買春処罰主義とも無縁なままなのである。(三成美保)  
 [文献] 三成美保・笹沼朋子・立石直子・谷田川知恵 2015

### パートタイム労働

1994年のILOパートタイム労働に関する条約(第175号条約)は、『パートタイム労働者』とは、通常の労働時間が比較可能なフルタイム労働者の通常の労働時間よりも短い被用者をいう」と定める。同条約は、労働者の労働条件が比較可能なフルタイム労働者と少なくとも同等になるよう保護すると同時に保護が確保されたパートタイム労働者の活用促進を目的とする条約である。条約が定めるように、パートタイム労働とフルタイム労働は時間概念である。ヨーロッパでは、正規雇用のパートタイム労働が少なくない。また、パートタイムからフルタイムへ、あるいはその逆への移動は権利として保障されており、同一価値労働同一賃金の原則がほぼ貫徹されている。このため、妊娠・出産などにあわせた短時間就労としてパートタイム労働を選ぶ女性が多い。これに比し、日本では、パートタイム労働は一般に非正規雇用であり、正規雇用(「正社員」)たるフルタイム労働者と区別されている。その意味で、「フル/パート」は「正規/非正規」を示すある種の身分概念と言える。

2014年のデータによると、役員を除く雇用者5,240万人のうち、正規労働者は3,278万人、非正規労働者は1,962万人であった[総務省統計局2015]。また、男性の22%、女性の

57%が非正規雇用である[厚生労働省2015]。非正規雇用ではパート労働がもっとも多く、非正規雇用の7割が女性である。フルタイム労働者とパートタイム労働者の格差は拡大しつつあり、パートタイム労働者の賃金水準は、同一労働のフルタイム労働者のほぼ半分である。フルタイム(正規)からパートタイム(非正規)への移行は可能であるが、逆のケースは事実上困難である。日本のパート労働法(1993年)は、行政指導を中心にしてパート労働者の処遇改善をはかることを目的としており、労働条件向上のための実効力を欠く。このため、日本は上述のパートタイム条約を批准できないままであり、パート労働者の地位は改善されていない。(三成美保)

[文献] 厚生労働省2015; ジェンダー法学会編2012; 総務省統計局2015; 三成美保・笹沼朋子・立石直子・谷田川知恵2015

### セクシュアル・ハラスメント

「セクシュアル・ハラスメント」は、1989年に流行語大賞に選ばれ、一挙に広まった。しかし、「セクハラ」というマスコミ向け用語が先行した結果、セクシュアル・ハラスメントが深刻な人権侵害であるとの認識が必ずしも共有されなかった。セクシュアル・ハラスメントには対価型と環境型があり、日本では環境型が多い。日本初のセクシュアル・ハラスメント裁判(福岡事件、1992年)も環境型で、加害者と使用者の責任を認定した。1997年の均等法改正によりはじめてセクシュアル・ハラスメント規定が法律に盛り込まれた。「事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け(対価型)、又は当該性的な言動により当該女性労働者の就業環境が害される(環境

件で、毎年増加傾向にある。2013年、配偶者暴力防止法が改正（第3次）され、「配偶者」（事実婚や別居中を含む）に限定されていた保護命令の対象が、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力」にも準用されることになった。法の適用範囲外であった恋人間暴力への抑止力となることが期待されている。

（小川真理子・小口恵巳子）

【文献】井上輝子ほか編 2002；戒能民江編著 2001；内閣府男女共同参画局編 2014

## デートDV

結婚していない、および同居していない親密な関係にある男女間で、体、言葉、態度等、親密な相手を思い通りに動かすために複合的に使われるあらゆる種類の暴力を指す。具体的には、殴る、蹴る等の身体的暴力、相手の嫌がる言葉を使う、人格を否定する、大声を出す等の相手の精神を傷つける精神的暴力、無理やりキス・性交する、わいせつな写真・動画を撮影する、避妊に協力しない等の強制を伴う性行為である性的暴力、デートでつねにおごらせる、「お金を貸してくれ」と言って返さない、無理やり物を買わせる等の相手の経済的自由を損なう行為である経済的暴力、そして携帯電話のメール、着信履歴等をチェックする、行動・服装等を制限ないし強制する、交際範囲を制限する等相手を束縛する行為である行動の制限、等がある。特に10代20代の若いカップルの間で起こる現象として近年関心が高まっているとともに、教育現場での予防啓発の重要性が指摘されている。

（小川真理子・小口恵巳子）

【文献】遠藤智子 2007

## DV殺人事件

配偶者暴力防止法制定後も、各地でDV殺人事件が続いている。警察庁の統計によると、2013年中に検挙した配偶者（内縁関係を含む）間における殺人、傷害、暴行においては、女性が被害者となった割合は、傷害については2,154件中2,015件（93.5%）、暴行については2,135件中1,999件（93.6%）、とそれぞれ高い割合を占めている。殺人は155件中106件（68.4%）と、女性が被害者となった割合が、傷害や暴行の割合よりもやや低くなっている。DV殺人事件は、典型的な夫による妻殺害ばかりではない。妻による夫殺害事件は年間70～80件を数える。このなかには、長年夫の暴力にさらされた挙句、夫を殺害することで暴力から解放されるケースもある。また、DV事案では、DVの直接的な被害者以外の家族らが殺人事件の被害者となる場合も少なくない。このように深刻な状況にあるなか、警察の不適切な対応や司法のDVに関する無理解、ジェンダー・バイアスの存在が問題となっており、その改善が課題となっている。

（小川真理子・小口恵巳子）

【文献】戒能民江編著 2006；内閣府男女共同参画局編 2014

## 夫婦間強姦

夫が暴行・脅迫を用いて妻を姦淫する行為を行うこと。強姦罪は、暴行または脅迫によって13歳以上の女子を姦淫する罪である（13歳未満の女子も同様）、と規定されている（刑法177条）。だが、夫婦間強姦は、夫婦間の性的行為と関連しているため、きわめてプライベートな問題と捉えられ、国家の刑罰権が介

承者欠如が起因している。無縁墳墓の改葬には、2種以上の日刊新聞に3回以上「公告」を出す規定があった。これは、改葬申請者（墓地運営者）の経済的負担を強いることから、荒廃した墳墓が放置されるケースが多く、平成11年（1999）、「墓地、埋葬等に関する法律」の施行細則が改正され、改葬手続きが簡素化された。死亡者の縁故者に対し、1年以内に申し出る旨の公告を官報で行い、墳墓のある場所に立札を設置し、期間中に縁故者等の申し出がなかったことを証明する書類を提出すれば、改葬申請者は行政官庁（都道府県知事）から無縁改葬が許可される。この改正によって、墓地の実際の使用者の権利が充分に守られないまま墓地整備が進行している。

（金沢佳子）

【文献】森謙二 2000, 2004b

## 合葬墓

複数の家族あるいは血縁関係にない人びとが一つの墳墓あるいは納骨堂を共有している墓制の形態を「総墓」という。一般的には、〈葬る〉という意味を加えて「合葬墓」ということが多い。祭祀の面から「合祀墓」、墓を共有しているとの観点から「共同墓」「合同墓」「集合墓」、継承者を必要としないことから「非継承墓」とも表現される。寺院が運営者の場合は、子孫に代わって永代供養をすとして、「永代供養墓」と謳っている。自治体は宗教に携わらない立場から〈供養〉という語を用いず、「合葬式墓地／合葬式納骨堂」と称する。子どものいない人や婚出させた夫婦など、墓の継承者がいない、あるいは継承を希望しない人びとが志向する。1ヵ所に集合的に納骨される形態と個別の納骨区画を保有する形態に大別され、後者は管理費用を支払い続ける限り使用权があるが、費用の滞納が一定期間

続くと、運営者によって個々の区画から改葬（集骨）される形式もある。（金沢佳子）

【文献】井上治代 2003；森謙二 1992

## 散骨と樹木葬

現代日本では、樹木葬とは、墓石代わりに樹木を植える葬法だと認識されているが、社会人類学的に見れば、樹木葬自体の歴史は古い。例えば、オーストラリアの北西部に住むウォロラ族では、死者に敬意を払う方法として、族長などの死体を木々の間にしつらえた壇に安置する習慣が、19～20世紀にはあった。火葬した遺骨を撒く「散骨」も同様で、18世紀の英国の魔女狩りでは、一定の規則に従って遺体を燃やし、悪霊を浄化するために散骨していた。しかし、散骨と樹木葬は近年、世界各国で新しい意味と機能をもつようになってきている。

現代における散骨の最初の例は1920年代の英国に見出せる。土葬から火葬へ移行するようになると、「追憶の庭」（散骨専用の霊園内区画）に遺灰を撒き始めたのである。さらに、散骨は死者にゆかりのある場所——公園や自然のなか、またはサッカー場等——で行われるようにもなった。日本では、「葬送の自由をすすめる会」が1991年に散骨を行ったが、会では散骨を「自然葬」と称し、環境にやさしい葬法であるという考えを提示した。

20世紀にはまた、世界中に伝統的な墓石を木に代える新しい形の樹木葬が出現した。その起源は1993年の英国に遡るが、20年間で国内だけで230ヵ所にまで広がっている。しばしば環境への配慮に根差しているため、こうした葬法は「ナチュラル」あるいは「ウッドランド」埋葬と呼ばれる。その成功を受けて日本では1999年に岩手県の仏教寺院で導入され、現在全国で50ヵ所以上の墓地に設置



て分散するトランスナショナル家族は、子どもの教育と、居住地も含め、その将来を国内に限定しないでグローバルに考えようとする戦略にもとづくものであり、グローバル世帯保持の一つのあり方である。

アストロノート家族は、国際結婚を契機として形成されることがある。日本で働くパキスタン男性と日本女性との国際結婚夫婦のなかには、夫が日本で事業を続ける一方で、子のムスリムとしての教育を優先して、妻子がパキスタンの夫方親族と暮らしたり、また、子どもの英語による教育などの理由から夫と離れニュージーランドなど第三国に移住したりするケースがある [工藤正子 2008]。このような国際結婚の事例では、個々の家族が独自の生存戦略にもとづき、世帯がグローバルに展開している。

(小池 誠)

[文献] 伊藤るり・足立眞理子編著 2008；上野加代子 2011；落合恵美子・赤枝香奈子編 2012；工藤正子 2008；長坂格 2009；Maher, J. M. and Chavkin, W. (eds.) 2010；Trask, B. S. 2010；

### トランスナショナル家族

二つ以上の国に分散して暮らしつつも、なお緊密な紐帯を保持している家族を指す ([英] Transnational Family)。1990 年代以降の、国境を越えて形成される社会的紐帯に焦点を当てるトランスナショナルリズム研究の展開のなかで用いられるようになった概念である。

このような家族形態は、20 世紀初頭のアメリカへの移住者の家族の間でも見られ、必ずしも新しい現象ではない。またトランスナショナル家族には、自然災害や内戦によって離散した家族や、子どものよりよい教育機会を求める母子の移住を契機に離れて暮らす家族 (アストロノート家族) も含まれ、家族の

分散居住の直接的背景や家族の出身階級も多様である。しかし経済のグローバル化による、出身地と移住先双方における移住者家族の経済的不確実性の増大、移住者送出国における「労働者輸出」政策の展開、そして移住者受入国における家族移民を制限する移民政策は、トランスナショナル家族が現代において広範に出現する重要な条件となっていると言える。また、近年の交通・情報技術の飛躍的発達は、分散して暮らす家族間での頻繁なコミュニケーションや相互支援を可能にするだけでなく、緊密な紐帯の保持への期待や義務感をも増幅させる点において、トランスナショナル家族に現代の特徴をもたらししている。

これまでのトランスナショナル家族に関する実証的な研究では、親世代が移住し、子どもが親の出身国に残る家族形態に注目が集まってきた。それらの研究では、国外で就労する親世代の親役割の遂行と再定義が、既存の家族関係やジェンダー関係のあり方をいかに変えるのか、あるいは変えないのかが問われてきた。また、トランスナショナル家族の経験を捉える際には、歴史的に形成された移住以前の家族関係の枠組みが多様性をもつことや、ジェンダーや世代、移住時の年齢などの違いによって、一つの家族のなかでも家族成員の分散居住が異なった形で経験され得ることに注意する必要があることも指摘されてきている。

(長坂 格)

[文献] 川上郁雄 2001；長坂格 2009；Baldassar, L. 2007；Zentgraf, K. M. and Chinchilla, N. S. 2012

### グローバル世帯保持

おもにアジアの都市計画と移民問題を研究するアメリカ人の社会学者ダグラス (M. Douglass) が提唱した概念である。労働

## 家畜・ペットと家族

家畜やペットと家族の関係をめぐっては二つの視点が共存していると思われる。第1に、家畜やペットを人間に何らかの利益をもたらす存在として捉える見方であり、第2に、それらの動物を人間という種と一緒に日々を生きる存在として捉える見方である。第1の視点から見れば、野生動物が家畜化され、食用をはじめ輸送・農耕・狩猟・牧畜の補助、実験動物、ペットとしての飼育など、次第に人間にとっての用途が広がってきたという仕方である。人間と動物の歴史が把握されるだろう。とりわけ近年では、家族関係の不安定化やリスクの遍在化のなかで、精神的な癒しや繋がりを与えてくれる理想的な家族としてペットが扱われる傾向への注目が集まっている〔山田昌弘 2007〕。より可愛らしく個性的な種が高値で売買され、快適な居住空間と高価な食事を与えられる。ペットブームをめぐって時に揶揄されるこうした現象だけを見れば、動物という自然が人間社会の利益に沿って徹底的に人工化されているようにも思われるだろう。

だが、第2の視点から見れば、さまざまな自然種が人間という別の自然種と影響を与えあいながら互いの姿を変容させてきた軌跡として、人間と動物の歴史が把握される〔ハラウェイ, D. 2013〕。近年のペットブームもまた、人間の家庭生活の中心的部分にまで動物という自然が浸透してきた現象として捉えられるだろう。ペットが与えてくれる「癒し」は、動物と人間という異なる種が生活空間において織り成す相互作用がもたらすさまざまな効果の一つにすぎない。二つの視点の共存を通して見えてくるのは、ペットと人びとの関係は社会的かつ自然的であるということ、ペットを含む家庭におけるさまざまな「相方」と

の関係を通じて私たちは社会的存在としての自らの生と自然種としての自らの生を絶えず結びつけ、組み換え、変容させているということであろう。（久保明教）

〔文献〕ハラウェイ, D. 2013 (2008); 山田昌弘 2007a

## ロボットと家族

私たちは、先端技術が生み出すロボットが家庭をはじめ生活の隅々に浸透していくだろうという漠然としたイメージを共有している。欧米の人びとにとってはしばしば奇異に感じられるこうしたイメージは、あらゆるイメージがそうであるように、固有の歴史をもっている。1960年代から始まった日本のロボット工学は、産業ロボットの成功を背景としながら工場以外でも活動できるより魅力的なロボットを作り出そうとしてきた。そこで重視されたのは、生活空間における人間の労働を代替・支援することであると同時に、産業ロボットよりも柔軟な身体性を持ち「人間にあわせることのできる」ロボットによって人間とテクノロジーのあいだに円滑なコミュニケーションを生み出すことであった。80年代後半には、「マイカー」ならぬ「マイロボット」と呼ばれる家庭用汎用ロボットを軸とする産業化構想が提唱され〔加藤一郎ほか 1990〕、行政による支援を受けながら人口に膾炙してきたことが私たちの共有するイメージの背景にあると思われる。

だが、90年代に入ると既存のAI（古典的計算主義）に依拠した自律型ロボットを生活空間で動作させることの困難が明確になり、「マイロボット」構想は停滞していく。代わって現れたのが人間とのコミュニケーションに特化した「AIBO」などのペット型ロボットであり〔久保明教 2007〕、居住空間全体をロボット化することで人間の活動を代替・支援